

参議院商工委員会會議録第十三号

昭和三十六年三月三十一日(金曜日)
午後一時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 銅木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君

委員

赤間 文三君
上原 正吉君
大川 光三君
小林 英三君
齋藤 昇君
鍋島 直紹君
山本 利壽君
阿部 竹松君
近藤 信一君
榊 繁夫君
中田 吉雄君
向井 長年君

国務大臣
通商産業大臣 椎名悦三郎君
国務大臣 池田正之輔君

政府委員
科学技術庁長 原千力局長
通商産業省 佐橋 滋君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員 井上啓次郎君

説明員
科学技術庁長 井上啓次郎君
子力局長 井上啓次郎君

○機械工業振興臨時措置法の一部を改
本日の会議に付した案件

第九部 商工委員会會議録第十三号
昭和三十六年三月三十一日【参議院】

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(銅木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○榊繁夫君 昨日に引き続いて若干お尋ねをいたしますが、通産省が二月中に受け付けた輸入申請は四千件をこえておると聞いております。機械の輸入申請。これはきのうもちょうと申し上げたんですが、輸出の方は停滞ぎみにあるが、この機械輸入の方は二月だけでもすでに四千件をこえておる。相当な金額にこれは上るに違いないと、こう思ふのでありますが、通産省としては、機械のこういうふうな輸入の趨勢をどういうふうに解釈しておられますかね。

○政府委員(佐橋滋君) 現在は、御承知のように、機械類はことごとく輸入許可品目になっておりまして、従来の通産省の方針をいたしましては、国内でできないもの、あるいは国内でできないにしても、きわめて納期が遅延するものというふうな点を基準にいたしまして、輸入の許可をケース・バイ・ケースに行なっておるわけでありまして、逐年機械輸入はふえておりまして、三十四年に約三億五千万、こうい

うのが、三十五年に通関ベースでは大体四億ドルに達するものと考えております。今後も機械輸入の趨勢は逐次上昇をいたすつもりでおります。しかし、まあそれ以上に機械関係の輸出はふえておりまして、この輸入自身が日本機械工業の体質改善に寄与するところが大であり、それによって合理化した機械工業をもつて輸出に転じよう、こういうことであります。四十五年度には、現在の四億ドル内外のものが大体九億八千万ドルくらいの輸入になる、こういうふうに現在は見通しを立てております。これに対応します逆の機械輸出は、さらにその四倍以上の三十八億五千万ドル、こういうふうな考えております。

○榊繁夫君 昨年度でも、設備の投資計画は、大政府としては二兆八千億程度の予定であったのが、三兆円をこえていくので、三十五年度に。そこでですね、三十六年度は三兆一千四百億程度の設備投資を見込んで所得倍増計画の初年度の計画を立てておられるようでありますが、二月の現状において、国際収支の赤字は九千三百万も出ている。そういう際に、この輸入の申請が四千件をこえている、こういうのに対しては、どういうふうな調整を政府としてはお考えになられているのですか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま御指摘の、二月の申請件数が四千件だといふ点について、私の数字はちよつとつかんでおりませんが、御承知のように、アメリカと、輸銀からの中小企業

向け借款の話が確定いたしましたので、現在その関係の申請を受け付けております。これが非常な件数に上っておりますわけですが、これもこの機械工業振興法の基本計画によりまして、企業別に基準を示しまして、これを洗い直すわけでありまして、先ほども機械輸入全般につきましては、国内でできないようなもの、あるいは納期の著しく国内ではおくれるといったようなものについて、各ケース・バイ・ケースに全部総洗いいたしますので、この二月以降急激に機械輸入が増加するというふうには考えていないわけでありまして。

○榊繁夫君 この三十五年度の国民総所得が、政府の基準年次が三十五年度になつていくわけですが、数千億の国民所得の増加がすでに見込まれておる。でありますから、この倍増計画の十カ年を目途とする所得倍増計画が、ここ三年ばかりの間は年平均九%の成長を見込まなくともいいことになるのじゃないか、こういう議論がある。七・三%程度の成長で、政府の所得倍増計画というものは、三十六年度からは達成されるのじゃないかといふことが一部で言われている。それに、一方、こういう機械の輸入が、何と、いいますか、各社の競争意識、あの会社に負けちゃならぬ、この際に設備を充実し近代化しなければならぬといふこと、競争が盛んに行なわれているように思うのだが、この基準年次の三十五年度ですでに政府の計画を上回ることで数千億、三十五年度は。この調子でい

けば、この年九%の成長を見込まなくとも、七・三%程度の成長として考えていいのではないかと、いふことと数字上なるわけですが、そういうことと関連いたしまして、この設備増強競争といふものは、こういうものに対する調整、規制というものを何かやばり政府としては考えていくべきじゃないか、こういう気が私はするのですが、この輸入申請の金額を私ちよつと不用意に持っておりますが、二月ですでに四千件をこえておるというふうなことは、新聞などにおいて報道しております。で、今言われるように、政府としてもいろいろ調整はされるのでしようけれども、今までのちよつと局長さんの御説明ではまだ納得しかねるものがあるわけで、統一御方針を承りたいと思ひます。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま榊先生の御質問は産業全般にわたつての御質疑だと思ひますが、御承知のように三十五年度の設備投資は、三十五年度の当初に考えておりましたのよりは相当増加しております。で、われわれがまあ昨年末、大体三十五年度の見通しをはじいたときに、二兆八千億という数字になつておつたわけでありまして、が、実際はさらに上回つてたし先生がおっしゃいますように、おそらく三兆近い、あるいは三兆をこえるくらい設備投資になつておることは御指摘の通りでございます。来年度の、三十六年度の設備投資は一兆二兆八千億とはじきましたときの一割増しといふことになつて、三兆一千四百億といふことになつ

ておりますが、これは企画庁長官の御答弁にもありますように、それよりはまあ若干上回るのではないかと、ううに言われておりますが、私の方——機械関係だけの設備投資を見ますと、三十五年度が、二千五百六十億、三十六年度の見通しが大体まあ三千億近い、二千九百億くらいだ、こういうふうに考へておりますが、この産業全般に対する設備投資の動向につきましては、来月に入りますと、御承知のよう企業合理化審議会の資金部会がありまして、ここで特定業種——十三業種だと思ひましたが——について各業種別に設備投資の動向を押えて、資金計画をきめることになっておりますので、そこでまあ調整を受けますと、ただいま先生が御指摘になったようなふえ方にはならぬのではないかと、こういうふうに考へております。

○榊繁夫君 まあきのう実は私通産大臣が、経企長官にこういう話は向うべきだったと思ひますけれども、きょうは不幸にして御出席ないもので、それから、私の心配しておる点をお伺ひして、まことに恐縮な点であります。去年の七月でしたか、貿易・為替自由化計画大綱というものを政府がきめられて、まあ私も簡単に説明だけを伺つたのですが、この機械類の自由化、すなわちこの機械の種目別にほんとうに自由化していくというのは、どういうふうな計画で進めていかれるつもりであるか、自由化計画大綱というものはもう一つありまして、機械の種目別に一体いつごろから自由化していくのかというふうな点については、あの大綱は全く大綱でございまして、了承ができませんが、御説明いた

だけしましたら、はなはだけっこうだと思ひます。

○政府委員(佐橋滋君) 昨年政府できめました自由化対策大綱はたゞいま御指摘の通りきわめて抽象的でありまして、直ちに自由化し得るもの、一年以内に実施し得るもの、三年以内に実施し得るものその他、というようなことになっておりまして、機械に關しても、各業種別にさういったような抽象的な表現で自由化対策大綱には述べられておるわけでありまして、われわれの考へ方自体は、現在すでに國際的に十分競争力のあるものは現在もうすでに全部自由化しております。今後の自由化のスケジュールであります。これにつきましては、自由化自体がわれわれの昨年の八月考へておつたよりもなお時期的に早まるという見通しが現在の段階では濃くなつておりますので、私の方は各業種別にそれぞれ自由化會議を開きまして、そこで各業種別に自由化のスケジュールを現在せつかく作らせておりますので、ここでまだ業種別にどうと申し上げるあらはありませんが、非常に困難な事柄ではあります。外部的にどうしても自由化に踏み切らざるを得ない情勢にありまして、できるだけ混乱を少なくして自由化に対処して参りたい、こういうふうに考へておるわけでありまして。

○榊繁夫君 たゞいま御説明の機械の種目別の自由化の時期、スケジュールの決定等については同業界の意向も十分にしんしゃくした上でおきめになる御方針ですか。

○政府委員(佐橋滋君) たゞいま申しましたように、各業種別に全部業界を集めてスケジュールを検討いたしてお

りますので、業界の意向は十二分に反映し得ると思ひます。ただこの自由化自身がIMFその他の勧告を受けて、為替上の理由によつて制限がでないというところになって、なおかつその場合に、相手国から自由化のスケジュールを要求された場合、現在までは御承知のようにドイツあるいはイタリアが為替上の理由で制限をしてはならないという勧告を受けたにもかかわらず、自由化のスケジュールは相当おくれたいやうであります。今後日本がさういった勧告を受けます場合には、おそらく一年とか二年とかいう期間を置いて自由化に踏み切るといふことを要請されると考へられます。そこでまあ國內の問題といたしましてウエイヴァーをとるという方法があるわけでありまして、この自由化スケジュールを強制された場合に、機械工業のような高度の製造工業について相手国からウエイヴァーをとるというところは非常に困難だと考へられます。これは前例に徴しましても、ほとんどさういふケースでウエイヴァーを各国が与えた事例はないわけでありまして、農産物とか、あるいは鉱産資源だとかいふようなものに關してはウエイヴァーを与えるということがあるやうであります。私たちが持つておりますやうな機械工業についてはさういふ点が非常に困難と思ひます。そこでさういふ意味で、スケジュールを強制された場合に、業界の考へております線にできるだけ近づけるやうにわれわれの方は努力いたしたいと思ひますが、ややその点については無理がかかってくるやうなところがあり得るやうなところを考へております。

○榊繁夫君 機械工業の對外技術提携が私の承知しておりますところでは、電気関係などが最も多いのじゃないかと考へられますが、どのくらい諸外国との技術提携を現在やつてゐるか、その総件数などはどういふやうになっておりますか。

○政府委員(佐橋滋君) たゞいま資料を持っておりますので、至急に資料をお届けしたいと思ひますが、機械関係は電気あるいは新しい電子機器等、日本が非常に立ちおくれしておりますもの等について、相当広範囲に行なつておりますので、おそらく全部の各産業のやつております技術提携の中で、機械関係のウェイトは非常に大きくて、おそらく件数その他でも八割ぐらひは機械関係の技術提携だと、こういうふうな考へておりますが、件数及びロイヤルティの支払い状況等については資料でお届けいたします。

○榊繁夫君 あわせてお願いをいたしますが、特許使用料の支払い総額なども同時に資料としてお願いをいたしておきます。

○政府委員(佐橋滋君) 承知いたしました。

○榊繁夫君 最近工作機械などについてアメリカからの中古の機械が大量に輸入されるといふことを聞くのです。が、このアメリカの中古の機械を輸入しようとする意義について一つ御説明をいたしたい。

○政府委員(佐橋滋君) 御承知のやうに自動車にいたしましても、アメリカあたりは相当耐用年数がまだ残つておるにもかかわらず、新鋭機械に順次切りかえておりますので、自動車を初め機械につきましても、中古市場というのは非常に大きいわけでありまして、そ

れで御承知のやうに新しい自動車でも、年式が一年でもおくれればもう無条件で二割下げるといふやうなことになるのと同じやうに、中古の値段というのは非常に安いわけでありまして、それでしかもなお耐用年数は十二分残つておるといふことで、日本の業界の中では、この工作機械の発注等があつて、なかなか時期的に早く納入されなかつた値段が安いといふやうな点で、中古機械に対する要請が強いわけでありまして、現在の段階では貿易の自由化に備へてできるだけ新鋭の機械、アメリカが新しい機械を入れて古い機械を出す、その古いものをもちつてくるというやうなことでは、先進國に太刀打ちする機械工業のレベル、アップは期待できませんので、できるだけ新しい新鋭の機械を日本のメーカーにも備へさせるという意味におきまして、中古の機械の輸入については、きわめて制限的な態度で臨んでおるわけでありまして。

○榊繁夫君 この最近アメリカからの中古の機械の輸入はできるだけ制限をして、新鋭なもの輸入の方に力点を置きたいという御方針はわかりました。が、現在進められておりますアメリカの中古機械の輸入の趨勢というものは、これは工作機械関係に大体限定されておりますか。

○政府委員(佐橋滋君) 大体の趨勢は——趨勢と申しますか、要請自身は、工作機械にほとんど限定をされております。で、これについてはたゞいま申しましたやうに、ほとんど輸入を認められておりません。ただ、たとえばヘリコプターなどのやうに、日本でまだ生産

がきわめて微々たるものだというよう
なので、アメリカの中古のヘリコプ
ター等を輸入して農薬の散布だとかい
うようなことで農林省その他からの要
請があったものについて若干認めたと
例があります。

○樺葉夫君 国内のメーカーに発注を
してもなかなか早急に間に合わないも
のだから、必要に迫られてアメリカの
中古機械の輸入をしたい、こういう傾
向がやっぱりあると思うのです。そ
ういうものでもやはり輸入の制限をする
御方針ですか。

○政府委員(佐橋滋君) この納期の間
題につきましては、先般申し上げたと
思いますが、工作機械自身は非常に景
気、不景気の波に影響されるところが
多いものですから、従来は設備の増強
に非常に逡巡しておったわけでありま
すが、昨今の情勢から工作機械業界も
設備拡充に果敢に踏み切りまして設
備、工作機械の製造能力というものは
飛躍的に増大して参りました、従来の
ような納期は、順次縮小しておるわけ
でありますので、この納期だけの関係
という問題は、比較的切実性が少な
くなって参りましたのと、ただいま申
しましたように、国内に整備するなら
ばできるだけ新鋭の機械で、という両
方の点から、これは極力制限をいたし
て参りたい、こういうふうにかえてい
るわけであります。

○樺葉夫君 改正法案の第二条の第二
項の二号によると、特定機械について
政府は「目標年度における製品の生産
若しくは加工又は輸出の目標」を定め
て公示することになるように……、こ
れ、二条の二項の二号はそういうふう
になると思いますが、現行法では目

標年度を三十五年度と明示している
が、改正法案では単に「目標年度」と
なっていることの理由、この際におけ
る数量などの達成ができなかった場
合、政府はどういうふうにお考えにな
りますか、責任を。

○政府委員(佐橋滋君) 現行の機械工
業振興臨時措置法は、御承知のように
三十一年に制定をいたしまして、その
当時は国内の機械工業の市場というも
のは制限を受けておりました、輸入機
械というものは原則として入ってこな
い、国内の市場を確保されておった状
況下において五年間の目標を切つて、

基礎部品、基礎機械というものを一齊
に合理化させるために、全部の特定機
械について五カ年間という計画を立て
たわけでありました。ところで今度の改
正法は業種自身がふえ、基礎機械、基
礎部品ばかりでなく、輸出競争力をつ
けさせるための機械も追加をいたして
おりまして、業種が非常にふえて参り
まして、業種によりましては必ずしも
五年とか、あるいは四年とかいう期限
を切る必要がありませんので、業種別
に三年で目標を立てべきか、あるいは
四年で立てべきかというふうなふうに
それぞれの業種について目標年次をき
めて、これによって振興基本計画を立
てて参りたい、こういうふうにかえて
したので、一律でなく、本改正法では
「目標年度」、こういうふうにしたわ
けであります。

○樺葉夫君 申すまでもないことであ
りますが、この改正法によって、貿
易・為替自由化の政策におくれた機械
工業を対処させるために、設備の近代
化なり適正規模に引き上げることによ
って国がそれを助成してやらしてい

こうということ、これはまあわかる
のでありますが、大体この恩恵を受け
ますものは中小企業側が私は多からう
と思う。また、政府のねらいもそうい
うところにある。本法のねらいもそこ
にある。ところが、今中小企業におき
ましては、学校の新卒などというもの
はほとんど求めることができない状況
にあります。で、設備はよくなるが、
適正な規模に生産できるように百五十
億円の金をつけて助成を考えるんだ
が、さて、その労務をどういうふう
にマッチさせていくかということにな
る、なかなか私は心配でならない。そ
ういう中小企業における政府の雇用対
策というものがマッチして初めて本法
の改正の目的というものを達成するこ
とができる、私はこう思うのであり
ますが、政府の雇用対策ですね、中小
企業の雇用対策というものについてど
ういうふうなお考えを持っておられ
るか。これは局長より大臣から一つ御答
弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 中小企業
の部面においてだんだん人を獲得する
ことが困難な事情になりつつあること
は、ひとしくみんなの認めるところで
ございますが、割合にその影響の多い
のは小売店なんかの出前じゃないかと
考えられます。中小企業のうちで機械
工業につきましては、現在そう深刻に
労務者獲得難に見舞われておるとい
う状況ではない。全然ないとは言ひ得な
いと思ひますが、しかし、御指摘のよ
うに、新卒なんかはなかなか入ってこ
ないということも、これもまた事実か
と存じますが、まあいずれにしても従
来より案ではないということ、これ
は認めざるを得ない問題であります。

○樺葉夫君 結局、人手不足というものを
補うためには、やはり機械力の補充に
よつて、これを補う。それからまた、
一面においては、待遇条件が悪いため
でございまして、その待遇改善をし
なければならぬ。そうするには、やっ
ぱり生産性の向上という根本から積み
上げていかないと問題は解決しない。
まあいずれにしても、中小企業の近代
化、機械化ということになるわけでご
ざいまして、一般に中小企業の人手不
足という雇用対策をいたしましては、
消極的な対策のようでありましては、
生産性向上という点をやはり基本
にして考えていかなければならぬと思
うのであります。しかる上において今
度は雇用条件等に因して、労働基準法
を守らないとか何とか、いろいろな中
小企業には共通の問題があるようであ
りますが、根本はどうしても経済力を
強化する、生産性を向上する、そうし
て、その末端において待遇条件、
そういうものの基準をやらせる、こう
いうことにあると思うのでございま
す。

○樺葉夫君 私は、昨日上がりました
例の中小企業の同地造成の法案の際
に、実は申し上げようと思つていて、
その機会を失つたのであります。機
械工業の振興臨時措置法の一部改正、
これが通りますと、入れものはでき
る。入れものはできるけれども、入れ
るものがこれに伴わないということでは
所期の目的を達成することができな
いと思ひますので、これは申し上げる
のであります。なかなかかねや太鼓
をたたいて人を集めようとしてしま
す、待遇などが大企業に比べて五
割四分程度しかない、中小企

業では。そういうなにかありますす
から、なかなか人を集めることができ
ないのです。ですから、大臣言われま
すように、労働基準法の完全実施、あ
るいは最低賃金の改正による賃金の底
上げ、あるいは不足しておりますこと
の厚生施設の拡充、特に都市におき
ます中小企業におきましては工員寮の
ごときものが不足しておりますため、
この間の同地造成法のときも私は感じ
たんですが、助成の対象に小経営者の
個人の住宅を認めないということとは
かりますけれども、工員寮のごときも
のは助成の対象にしていくというふう
な政府の方針を私は承っておきたか
つたのであります。けれども、その機会が
なかったもので、この機会に、全国で三
億程度の金を中心に議論してみても、
これは始まりませんけれども、今後の
通産省の中小企業対策の大きな前進を
期待いたしますがゆえに、この機会
に、本法の改正に関連して、設備は近
代化する、小さい規模を集中して適正
規模に指導していく、百五十億の金を
裏づけする、こう入れものの方だけを
お考えにならないで、そこへ入るもの
が入つてきて、初めてこれは生産体制
と云えるわけでありまして、そうい
う方面についても十分お考えをいた
したいというのを希望しながら、重
ねて大臣から御答弁をいただきたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 設備だけ
でなくても結局働く人の受け入れ態勢が
不完全ではないかというお話しでござ
います。ごもっともでありまして、
もちろん十分ではございませんけれど
も、団地の制度の中に工員寮の施設あ
るいは中小企業の工員その他の福祉
施設を補助の対象にすることにしてお

き、これはまあわかるのでありますが、
大体この恩恵を受けますものは中小
企業側が私は多からうと思う。また、
政府のねらいもそういうところにあ
る。本法のねらいもそこにある。こ
ろが、今中小企業におきましては、
学校の新卒などというものはほとんど
求めることができない状況にある。
で、設備はよくなるが、適正な規模
に生産できるように百五十億円の金
をつけて助成を考えるんだが、さて、
その労務をどういうふうにマッチ
させていくかということになる、な
かなか私は心配でならない。そ
ういう中小企業における政府の雇用
対策というものがマッチして初めて
本法の改正の目的というものを達成
することができる、私はこう思うの
でありますが、政府の雇用対策すな
わち、中小企業の雇用対策というも
のについてどういうふうなお考えを
持っておられるか。これは局長より
大臣から一つ御答弁をいただきたい
と思ひます。

○樺葉夫君 私は、昨日上がりました
例の中小企業の同地造成の法案の際
に、実は申し上げようと思つていて、
その機会を失つたのであります。機
械工業の振興臨時措置法の一部改正、
これが通りますと、入れものはでき
る。入れものはできるけれども、入れ
るものがこれに伴わないということでは
所期の目的を達成することができな
いと思ひますので、これは申し上げる
のであります。なかなかかねや太鼓
をたたいて人を集めようとしてしま
す、待遇などが大企業に比べて五
割四分程度しかない、中小企

ります。これは十分ではございませんけれども、とにかく人に対する受け入れ態勢の整備等につきましては、今後也十分に注意を払って参りたいと思っております。

○中田吉雄君 時間もありませんのでできるだけ簡単にやりたいと思っておりますが、今椿委員の工場だけでなしに住宅もという問題ですが、実は昨年国会議員団として欧米各国を回りまして、ロンドンに参りまして、大野大使が、どうしてもイギリスのニュータウンを見てくれと、こういうことで、ハローというニュータウンを見たんですが、これはまさに椿委員が指摘しましたように、工場と住宅というものを全体としてロンドン郊外に移してあるわけでありまして。これはちょっと日本の三億なんかとけた違いでして、六カ所ロンドン郊外に人口六、七万人の人を一カ所に移して、そうして一カ所に約年次計画で六百億、そうしてまず主要な道路を作り、学校を作り、教会を作り、百貨店を作り、劇場を作り、同時に住宅と、住宅の阻害にならない煤煙の出し、音響の激しくない中小企業といたしまして、加工業、煤煙の出ないのをやって、また主としてロンドンのスラム街をそこに移してきておるんですが、この数年計画で一カ所六百億、大体六カ所ということでしたが、われわれニュータウン・ハローを見てきたんですが、そういうふうに住宅と交通難というふうな問題も考えて、全体としてやはり工場と、そこで働く工員、それに付随する諸施設、こういうことをやっているの、一つ団地の問題等と関連して将来研究してみたいだいたというように申し上げておきます。

だ、椿委員と重複するかと思ひますが、総選挙後の第二次池田内閣の施策が盛り込まれた……この国会では、国民所得増進計画がほとんど一つと云つてもいいほどの中心的な政策で、十年間に国民所得を倍にする、そのためには輸出を九十三億ドルに伸ばさなければいけませんという、二兆円近い予算と七千億の財政投融資で超大型予算が組まれていくわけでありまして。国政全般でこの所得増進計画の位置づけそのものは別といたしまして、九十三億二千万ドル、年率一〇%ずつ伸ばしていくことができるかどうか、特に九十三億二千万ドルで重工業局の担当されていきますこの三十八億五千万ドル、これは池田内閣の政策へ成否いかんは、ある意味では九十三億二千万ドルの中の四割も占める機械工業を十年間に四倍にできるかどうか、こういうことがこの政策の成否を決定するキ・ポイントだと思ふのですが、昨日御無理願つていただきました資料では、基準年度と最終年度の結果しか出ていない。私も若干これまでこういう統計的な作業をやった経験も持つのですが、特に今度の改正では、まさに椿委員も質問されましたように、輸出の目標とか、そういうことをやはり計画に盛り込まれなくちゃならぬようになったのですから、一そうこの問題をもっと具体的に、ただ九十三億ドル伸ばす、年率幾らというふうなことだけではいけないと思うのですが、企画庁でこの作業をやられたと思うのですが、基準年度から四十五年間に三十八億五千万ドルに伸ばしていくとすれば、年率は幾らで、これについてもっと少し計数的な確かさ、確率といひますか、そういうことについて、局長さんの方でけっこうですか、御説明いただきたいと思ふので

す。特にこういうことをお尋ねいたしましたのは、中小企業の関係法案を審議します際にも、必ずしも国民所得増進計画に盛ったいろいろな裏づけが、初年度のことですけれども十分ではなかったと思うのですが、計数的な裏づけが不十分じゃないかというように感じがいたしましたので、一つ特に輸出振興の中心である三十八億五千万ドルの確率について、もう少し、これだけじゃどうにもわかりませんので、昨晩いただいた計数的なことを御説明いただけませんか。

○政府委員(佐橋滋君) 輸出の目標につきましては、公式に決定をしておりますのは、御承知のように目標年度であります四十五年の数字だけでありまして、その間の推移については、まだブレーク・ダウンを完全にやっておきませんが、それぞれ業種別に現在調査中であります。作業の進捗次第御報告申し上げると思ひますが、御承知のように機械は現在のところ十億ドルをややこした程度の状況でありまして、そのうち船舶の輸出というものがかなり大きなウェイトを占めております。その二、三億ドルが大體船舶の輸出であります。残り七億近いものの過半は、御承知のようにカメラ、それからミシン、トランジスタラジオといったような軽機械類であります。残りが一般機械、こういうことになっておりますが、今後の輸出の趨勢は、船舶の輸出というものは大體二億ドルから三億ドルの間で、そう大きな飛躍は

期待したいわけでありまして、それから軽機械の面につきましても、これはそれほど大きな伸びも期待いたしております。結局、今後三十八億五千万ドルの輸出目標を達成するには、一般の作業機械及び電気機械類がこれにかわつて輸出されなければならぬわけでありまして、それに付け加へまして輸送機械であります。そこで後進国に對しましては経済協力その他の関係もあわせまして、新しい後進地域におきます機械工業のための工作機械なり、あらゆる農業機械その他の産業機械が、出ていくわけでありまして、あるいは後進地域に對しましてあるいは通信機械、軍用機といったようなものが出ていく、それから先進国に對しましては、先ほど申しました軽機械とそれから車両、自動車あたりが伸びる、こういう趨勢的なことは申し上げることができるといふわけでありまして、各三十六年、三十七年、三十八年の年次別にどの地域へどういふ機械がどうだという点につきましては、目下作業中でありまして、作業の進捗次第、先生のお手元へ御報告ができると、こういうふうにご考へております。

○中田吉雄君 今、経済の計算に高等数学を使つたりして、だいぶやっておりますが、その程度で九十三億ドルに伸ばさなければいかぬ、過去こうだったからというふうなことで、それに見合うだけのことでたゞ逆算といひますか、そういうのはじき方ではないか、経済計画といふものが一生きたもので、それからいふやうな変わることはよくわかるのでありますけれども、もう少しやはり通産省とされても、企画庁があるという結果を出されるまでには、資料を

出されてあらゆる角度から専門家が検討されたと思うのですが、もう少しわれわれが、これはなるほど相当正確さをもっているというふうなものはないんですかね。これは局長さんお忙しいでしょうが、実際の作業をやっておられるところで、そういうものはどうなんですか。

○政府委員(佐橋滋君) 経済企画庁が目標年度の数字をはじきますときには、通産省もこれに關与していろいろの目標年度における業種別の試算を出して、その結果、あるいは数字が公表されておるわけでありまして、目標年度における業種別の資産というものは一応持つておるわけでありまして、ただこれはいろいろ市場の状況その他によりまして、不確定要素がありますので、われわれとしては試算にとどめておるわけでありまして。これはまあ目標年度については大體持つておりますが、各年次別にはもよりの年次について計画を具体化して、この線に沿つて目標達成の努力をいたして参りたいと考えておりますが、ただいまの試算については、場合によりましては先生のお手元へお届けしたいと、かように思ひます。

○中田吉雄君 いずれ企画庁の迫水さんが出られたら、また別な角度からお尋ねしたいと思ふのですが、昨日いただきました機械類の輸出金額の三十一年度から三十五年までのずっと趨勢を見ると、ただいま佐橋局長の言われたやうなことはわかるのです。一番大きな十億五千四百萬ドルの輸出に對して、船舶が非常に高い割合を占めていて、それはまあ二、三億ドルということ、しかも割合高い比率を占めていて、カメ

ラ、トランジスターというようなものもある程度限界があるんじゃないか、こういうことですが、そうしますと、最終年度であります四十五年、三十八億五千万ドル機械を輸出するとすれば、この機械類全般の年率は幾らになりますかね、その点と、その部門別の伸び率が違ふわけですからね、一般機械は幾ら伸びる、電気機械は幾ら、輸送機械幾らというようないくつかはわかりませんが、輸出の年率の、伸びの内訳ですね。

○政府委員(佐橋滋君) その一応の試算を申し上げますと、機械全般といたしますと、三十五年、四十五年の対比倍率は三・八倍になるわけでありまして、一般機械はそのうちで大体四・八倍であります。それから電気機械は四・一倍、それから輸送機械は三倍、精密機械は四・二倍、大体大ざっぱに分けますと以上のような倍率になる、かように考えております。

○中田吉雄君 ずっとまだ国会があるわけですから、試算ができましたら一つ御説明をお願いしたいと思うのですが、輸出に對します、あるいは日本経済発展のために、機械産業の持つ比重は非常に高い。そのために国際競争力を高め、そうして貿易自由化に對しても十分対抗できるようにする。そういう点でこの機械工業振興臨時措置法も、その一環をなすものだと思うのですが、私ははたしてこれだけでいいからどうか、そこでお聞きしたいことは、そのためにこれが必要だが、もっと別な問題もありはしないかというので、代表的なこの機械的なコスト分析で、材料費が幾らで労賃費が幾らというようなコストの分析を見れば、お

よそどこに国際競争力を高めなければならぬポイントがあるかということ、私ははたしてこの問題は、通産大臣にもお伺いしたいと思うのですが、実はきょういただいた、だいたいこのとききょうとで、日本の機械工業という膨大な、書面をめぐるだけでも大へんですが、やってみて、それに完全に合ったというのはいかならないのですが、労働省からはよく全体の、たとえば万年筆なら万年筆の千円なら千円、この材料費が幾ら、何が幾らというようないくつかをわね、何が知り得ることは、労賃費が想像以上に少ないという、ものにもありますが、そこで私が聞きたいのはそのことなんです。一体どこに、そういう国際競争力を高め、自由化に備えるキー・ポイントがあるかというの、最もたくさん輸出されようとする機械の全体の価格は幾らで、そのコストはどうなっているかというのを見れば、どうしてまたこれは通産大臣が格委員の質問に對して、鉄鋼価格の国際的な値段は必ずしも高くないと、なかなか自信に満ちた答弁をされたが、通産省の御指導で作られたこれで見ると、三

十三年までですが、どうも大臣の資料はどこから出たのかというふうな思ふほど違ふのです、これは。機械産業全体でもいい、平均でもいいのですが、ともかくコスト分析のあらましを、

○政府委員(佐橋滋君) 昨日の大臣答弁に関連して、鉄鋼の価格につきましましては、私も大臣の答弁と同様でありまして、日本が、一応海外の出しており、ます建値と比べますと、日本の鉄鋼の他は決して高くはないのであります、これは各国がそれぞれ機械工業な

ら機械工業が入手しておる鉄鋼の価格がはたして市場建値通りであるのか、相当デイスカウントされておるかどうかという点につきましましては、これはいろいろ調査を行なっておりますが、われわれの方もあるいは業界の方も、全然先進諸国が、それぞれの工場が受け入れておる値段というものをわかむわけに参りませんので、一応市場の建値から申しますと、日本の価格は各鋼種とも必ずしも高いということにはならぬというふうな申し上げたわけでありまして、機械工業は御承知のように付加価値率の非常に高い産業でありまして、原材料費の占める割合が比較的少ないというところに、今後日本のような資源の乏しい国で、しかも貿易で国を立てなければならぬというふうな国柄のところ、しかも国民の、技術能力が高いというふうな国に最も適した産業である、こういうふうな考えておるわけでありまして、たとえばアメリカと自動車などについて比較いたしますと、材料費あたりはまあまあおつかつてあります、日本の場合間接費が非常に高いことになっております。この間接費が高いというのは、一にかかって量産態勢ができていないというところに起因をするものだと考えておりますので、こういう自動車のつきましましては、品種を特定いたしまして、多量生産に持っていくということによつて、海外との競争力を強めようというように考えておりますが、業種別によつてそれぞれ事情が違いますので、ただいま中田先生の御指摘のような点は特定機械につきまして業種別にそれぞれ原材料費あるいは加工費あるいは設備費といったような目標を定めて参

りたい、こういうふうに考えておるわけでありまして。

○中田吉雄君 この昨日いただきました本の中に、主要各国の普通鋼材国内価格比較表というのがあります。これは大臣の言われたものとは違ふのです。これは格委員が先ほど言われたのはどういふ取り方か、やや大臣の言われたことに合っているようですが、われわれはどの資料を信憑したらいいか……それはいいです。しかし、この資料ではつきりしますことは、主要な機械製品で、労務費が費用中に占める割合というものを機械工業でずっと出している。最新のものがなくて、三十三三年の上期が新しいのですが、これは種類によつて違ひますが、光学機械が一番で全体の三割、あとずっと低くなつて、機械工業全般としては十二・九%となつておるのですが、しかし、いづれにいたしましても、一二・三%から三〇%内外で、紡績のような労賃費の高いものでも、最近非常に合理化されて低くなつた。それで、この材料費というものが、原材料費というものが非常に高い比率を占めているわけなんです。そういう点で、やはり今回のような立法措置をされることも必要で

すし、やはり、どうしてその一番高いコストを占める原材料を安く入手するかということとあわせて、やはり並行的に、総合的にやっていたかなくては、私は完璧じゃないじゃないか、こういうふうな考えるわけでありまして、特に申し上げたいのは、昨日も格委員が申されましたが、海南島の鉄鉱石など、これは大臣に御質問したいのですが、実は私も戦前企画院に依頼されまして、海南島の天然資源をいろいろ調

査をしたことがあるのです。なかなか良質の鉄鉱石がかなり多量に埋蔵されているわけである。何も、日本の必要の鉄鉱石をそこにだけに依存するようなことを、われわれも無鉄砲には申し上げませんが、可能なものはできるだけ近いところから、また日本の貿易構造を要する上からも、やっぱり改めていくことが必要じゃないか。特に先日米から、日本の外貨事情からいふと通産大臣も御苦心されておるようですが、何といつても日本の輸出の三割もアメリカに依存しているから、アメリカがくしきをすればかぜを引く。ほとんどアメリカの景気如何が池田内閣の生命を制するといふようなことになるのも、やはり貿易がアメリカに過度に、アメリカに輸出を伸ばすことも必要ですが、やはりそういう意味からも、原鉱石の安く入るところに大胆に措置をされたらどうかと思うのですが、格委員の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(権名悦三郎君) もちろん海南島の鉄鉱石は非常に良質なものでございまして、その埋蔵量も数億トンというふうにいわれておるのでありますから、日本の製鉄業にとつて非常に好個の資源であるということは、これはもう何人も否定できないと思ひます。でありますから、両国の間の貿易を盛んにいたしまして、そうして日本の欲する重要資源を手に入れるということにつきましては、これはもう全く賛成でございまして、ただ日本の製鉄事業というものは、非常に今日大きくなつておるのであります。それにもかかわらず、地球の裏側から持つてこなければならぬというふうな状況にあ

るということだけを申し上げて、近いところからいってばな資源はほとんど手に入れない、こう考えております。

○中田吉雄君 昨日のように、シンガポールからこちらには日本の内海のようにだし、地球の裏側からという趣旨にはわれわれも賛成でございますが、あんまりアメリカを気がねし過ぎておられて、アメリカのいろんな、最近のケネディ政策の転換の糸口になっているいろんな報告を見ても、日本が中国と貿易することに対しては、もう全然干渉すべきでない。アメリカの方の意向が変わっているのに、まだこういうふうにするればアメリカが喜ぶのではないかというふうな、そんなくをして、いつまでもちゅうちょ逡巡されて、踏み切らず、日本の国際貿易の三割をアメリカに依存して、池田内閣の使命はもうアメリカの景気の立ち直りいかんにあるということに、一つも私と私は踏み切っていただいたいと思う。特にアメリカの外交はもうこれは歴史的に見ても、非常に硬直した外交をとる、伝統的にそういう国なんです。一九一七年労働政府ができた際にも、日本は八年後の一九二五年に独立国としてアメリカよりずっと早く承認している、これが八年かかっておる。アメリカは一九三三年に、ロシアができてから、労働政府ができてから十六年目に承認しておるんです。そういうことで、もう顔色ばかり見てやるのでなしに、むしろアメリカは今日本政府の態度に期待して、そうしてアメリカの政府に反対する方を牽制しようとするか、特には日本の所得増進計画を完遂するために、もっと積極的な態度をと

とっていただきたいと思うのですが、この通商関係をもっと前進させるような方途はないですか。

○国務大臣(権名悦三郎君) もちろんきのうも申し上げましたが、政府間協定に達しない段階において、いろいろ考える方法というものが、前向きな施策というものがたくさんあると思つておるわけでありまして。今これといふことをはっきり申し上げる段階ではございませんが、そういう問題につきましては、十分に考案を続けていくような状況でございます。しかしまあこれはいづれにしても相手のある問題でありますから、呼吸が合致するということも必要でございます。いろいろそういう点は客観情勢、あるいはまた相手国の出方等を十分に注意いたしまして、そうして適切な手を打っていかなければならぬものだと思つております。いわゆる前向きの態勢で考案しているわけでありまして。

○中田吉雄君 これはほかの際に申し上げることかと思つておるのですが、とにかく通産省からいただいたこの資料によつても、機械全体に占める労賃費は二割三分から三割程度で、原材料費が一番たくさん占めているわけなんです。ですからもう原材料を……どう安く作るかということも、三十八億五千万ドルの輸出を遂行する、この法律の有終の美をなさざる有力な問題で、アメリカだけ自由化して、日本は不自由化をしておいて、そうしてそのワクの中で国際競争を……自由化に耐えてゆこうとすれば、もう労賃費にしわ寄せをしたりする以外に手はないと思つたので、私はそういう点もコスト分析に示すところで、原材料費の高い比重にかんがみて、そういう点では今度いろいろな障害があったでしょうが、日ソ貿易をかなり意欲的にやっていたいたこととは、われわれとしても大へんけっこうだと思つておるのですが、御考慮をいただきたいと思つ次第であります。

それからこの法案の説明に、機械工業の体質改善をはかる上に顕著な功績があったと言つて、手放しでこの功績、あたかも十億ドル輸出できるような機械産業の伸びというものは、あげてこの法案のせいだといふふうには、私はいろいろ提案理由の説明を見ても、これはど礼賛をきかめた手放しの――顕著な功績があったと言つて、一体この顕著な功績とはどうして測定されているか。ただ言葉のあやですか。実際、それじゃこれまでのいろんな規制措置、その他として一体これがどれだけの役割りを機械産業の伸びに果たしたか、これは一体どうして顕著な功績を測定しているのですか。

○政府委員(佐橋滋君) 現行法規は、三十一年に制定されて、そこでまた三十一業種について、各業種別に生産の合理化の目標を立てたわけでありまして、その合理化の目標につきましても、大体所期通りの成果を現在にはあげておるわけでありまして。ただいま先生の御指摘のように、十億ドルに伸びた輸出の功績は、全部これのようにならぬに考えているわけでは決してありませんので、五カ年間の目標を十二分に達したということ。それから機械業界がこの法規による助成措置につきまして、非常に有意義な法律であつたということ、まあわれわれしよ

ちゅう耳にしておりますので、表現が過多である点については、ここで頭を下げさせていただきますが、そういうふうには非常に評判のいい法律であつたということ。それから目標を十二分に達して、十億ドルの、功績の達成にあつては力があつた、こういうつもりで申し述べた点であります。

○中田吉雄君 もとの法案を見まして、結局百二十億円の政府関係の融資をしたというのがたつたの骨子です。それはいろいろな規制措置とかはありますがね。そうすれば、たつたそれだけが増えたかといふことにならぬかと私は思つて質問したわけですが、これも、これはもうそれなしで伸びていくかもしれない。その返はむしろわずらわしかったかもしれない。それはもうそういう伸びを機械産業自体がもつておつたかもしれない。これはまあ大蔵省と折衝されて、この輸出産業に占めねばならぬ高い比重から、大いに財政投資融資を一つ確保してやろうというふうな、対大蔵省折衝としては意味を認めるのですが、これから言ふと実際あつたことはまあつけたしじゃないかと思つておる。実際はつきりいたして百二十億ですか、この投資がどこにいったかと思ふ。それは資金の作用といふものは大きいものだらうかといふことを思つたもので、それから質問したんですが、それならこの十カ年間に三十八億五千万ドルにするのに三十六年度はまあ開銀、中小企業、その他ドル借款等を百五十億ドルされるんですが、民間は大体これに対してどの程度で設備投資をするんでしようか。

○政府委員(佐橋滋君) この現行法に

よりまして過去五カ年間に政府の財政投資として百十億円を出したという点はその通りであります。これはまあここに指定しております機械の中のきわめて基礎的な部分だけに、それだけのものが出ておるわけなんです。で、同時にまあこの業種につきましての合理化を促進するために、政府が合理化計画で認定した工事で、しかもまあ政府の財政資金がつくといふことに伴ひまして、そのほかの民間の融資もこれに付随してふえておりました。その点大體何といひますか、そのほかにも土地、建物等につきましては、この財政資金とは別に中小企業金融公庫その他の方からこれに数倍する金が出ておるわけでありまして、まあ百億だけというよりも、非常にいい看板になつたといふことがいえるのではないかと考えております。と同時に機械工業全般としましては、こういう基礎機械以外の、それ以外の機械につきましては、大企業あるいはそれに準ずるような大きな機械工業がありまして、これは別途自力で資金を調達したして、それでまあ現在のような盛況を来しておるわけでありまして、機械工業全般の設備投資は、三十四年には約二千億円で、三十五年には約二千五百六十億、米年度の見通しは大體三千億と、こういうふうには私は考えておるわけでございます。

○中田吉雄君 そうしますと、そういう意味ではあるいは顕著な功績が――百二十億なりというものが通産省の太鼓判を押して、看板を、烙印を押して、それから、市中銀行その他も信用をして、そこに所要の設備投資の資金調達できたというふうには、まあそう

いさそい水のような功績は顯著であつたかも知れないはしませんが、そこで昨日も問題になりましたが、このささいな水をつけてもらうか、つかぬかということは、われわれもいろいろ実業界に關係しても、非常に違ふと思ふんです。それでただ一つお聞きしておきたいのは、適正規模とかいうことを言われましたね。今は適正規模でないかも知れぬが、非常に将来の可能性を持つてゐるというようなものもあると思ふんです。そういうものを現在だけでないに、十分救ひ上げていけるようなことがなされる配慮があるかというところをお聞きしたい。

○政府委員(佐橋滋君) 振興基本計画では、適正規模を業種別に作りませんが、それは指針であり、目標であるわけでありまして、それにできるだけ近づけ、それ以上にするように配慮をして参りたいと考えております。それで、ただいま先生御指摘のように、現在それに達しないかということであつても、将来それに達すると見込みがあるというものは、もちろん救ひ上げて参りたい、こういうふうに考えております。

○中田吉雄君 今度開銀がこれに融資する利息等も昨日質問があつたようですが、少し高くなつていますが、これは一体どういう理由ですか。開銀はもう利率の問題よりかワタの問題だといふような考えかどうか。それから一体この利率をきめる権限はだれが持つてゐるのか、だれに法的権限があるのか、こういう問題。

○政府委員(佐橋滋君) 利率の問題につきましては、まだ最終的に決定はいたしてありませんが、昨日申し上げましたように、大蔵省と折衝をいたした結果、大体実質金利が七分五厘ないし七分六厘の間におさまるようになること、で、実質的に着着するのではないかと考えておりますが、私の方の考え方とすれば、資金量が最も重要でありますと同時に、この政策金利という点に重点をおいて交渉をしました結果、まあ六分五厘では落ちつきませんでしたしたが、一分上げの七分五厘になつております。利率自身は開銀がきめるわけでありまして、おそらく事実上大蔵省の承認を得てきめる、こういう段取りになると考えております。

○中田吉雄君 そうしますと、権限は開銀の總裁が持つてゐるのですか、どうなのですか。

○政府委員(佐橋滋君) 最終的には開銀がきめますが、実質問題とすれば大蔵省の了解をとつた上でやつてゐる、こういうのが実情でございます。

○中田吉雄君 昨日ですか、一昨日ですか、経済閣僚懇談会ですか、権名大臣といふ最近の外貨事情についてついでにいろいろ話合はれたようですが、国会では強気なようですが、いろいろ新聞等の報道を見ると、実際には、松尾企業局長ですか、いろいろ通産省の主要十二業種、千五百社については産業合理化審議会の資金部会といふ調整すると、国際競争に備へねばならぬし、かたがた自由化も迫つておるので、八条国等の問題もあり、設備投資を心を加へることはしないが、しかしなおそれでも若干行き過ぎたものがあるかも知れぬ、そういうものは調整するのじゃないかというふうな新聞等ではうかがえるのですが、それはどうなんですか、通産大臣。

○國務大臣(権名三郎君) これは権限的にどうというものではございません。んけれども、実際問題として、通産省は所管の鐵工業の設備投資につきましては指導をしておるわけであります。業界の話がつかなくて、通産省の調整を申し出てゐるところもありますし、それからしからざる場合でも、産業合理化審議会の金融部会等におきまして、十分これらの問題をたえず研究して、十分これらの問題をたえず指導をしてゐる、こういう状況であります。

○中田吉雄君 それじゃ具体的に、石油化学とかあるいは電気の関係ですが、ああいうふうなのはどうか。少し電気なんかには、他社との競争というふうなことで少し行き過ぎもあるのじゃないかというふうな意見もあるのですが、そういうふうなのはどうか、具体的に。

○國務大臣(権名三郎君) 電気機械ですか。

○中田吉雄君 いや、電気製品いろいろあるでしょう。

○國務大臣(権名三郎君) 石油化学の問題は、よく聞くことでございまして、けれども、もうあつちでもこつちでも石油化学といふことで、石油化学大抵やり、少し乱設ではないかといふような意見も聞くのでございまして、この問題についての規制の方法といたしましては、外国の技術といふものを導入して、日本の石油化学に關する技術が非常におくれておるもので、従つて海外の技術と提携するといふ場合がほとんど全部でございまして、外国資本の点からこれの規制が可能になっておるようなわけであります。それで、

それは現状において設備過剰ではないかというふうな、もし御意見でございましたらば、これは過剰ではないのであります。諸外国と比べて、まだ日本の全体の化学界における石油化学の地位といふものは非常にウエイトが小さ過ぎる。五、六%のもので、イギリス、アメリカ等においては六〇%あるいは七〇%にも達するのではないかといふようなことを言われておりますが、まあそれくらい石油化学といふものは非常に今日先進国において進歩しており、日本はまあ非常に立ちおくれて、よろよろ歩いておるというふうな状況でございまして。

○政府委員(佐橋滋君) 電気機械につきましては、過剰投資と言ひますか、きましては、過剰投資と言ひますか、という点はあまりないと考えております。と申しますのは、電気の中で特に最近、電力会社が設備いたしました火力機器が、新鋭火力と申しまして、だんだん容量が大きくなつて参りました関係上、既存のメーカーの設備ではこれを作り切れないう点から、特に新鋭火力と技術提携をいたしておる会社におきまして大容量のものを作ります設備に切りかえておるというふうな点はございまして、おそらく、まあ御指摘の点は、電子機器の關係かと思ひますが、大臣が申しましたように、資金部会の特定部門として電子機器が取り上げられておまして、これについての調整はやつております。ただ、昨今、御承知のように、従来、日本のまあ機械工業、その他化学部門につき

まして、研究部門投資といふものが非常に少なかつたわけであります。昨年あたりからようやく、まあ専門的な機器あるいは新しい機器を開発するためには、自分で相当の研究部門を持たなければならぬといふような見地から、研究部門投資がかなりふえて参つております。で、これはまあ金かさは相当増しますけれども、新しい今後の技術開発に備へての各会社の態勢でありまして、いわゆる生産財その他の供給設備として出てくるものではございませんので、こういったものは当然今後の資金需要の点から考えましても除外して考えるべきものだと思つておりますが、その他のいわゆる供給設備の増加につきましては、需要曲線に合はして、今後とも調整を参りたい、こういうふうな考えでおります。

○中田吉雄君 権名大臣は、まあ石油化学の外国に比べてのことはよくわかつて、今、しかし既存設備はみなフルに操業してゐるのですか。だいで、石油の割当もなし、いろいろなかとでずいぶん遊んでゐるのじゃないですか。それはどうなんですか。これはもう大へん遊んでゐるでしょう。

○國務大臣(権名三郎君) まだ建設中のものが多いのではないでしようかね。で、き上がった遊んでゐるというものはあまり聞きませんが。

○中田吉雄君 なるほど岡山の水島港に建設中のはあります。しかし、あれは建設したらすぐ割当がありますか、フルに動かすだけの。

○國務大臣(権名三郎君) 大体了解をとつて建設しておりますから、建設して遊ぶようなことはないつもりであります。

○國務大臣(樞名悦三郎君) 石油精製
の方は確かにフルに動いておりません。これはだいたい、日本のエネルギーの消費がどんどん伸びておりますから、先の方を読んで、そうして現在にははたして設備は確かに過剰でございます。しかしながら石油化学の方は私はいうものはないと承知しておりますが。

○中田吉雄君 時間がありませんの

で、規格の統一ですね。私も一昨年で、規格の統一を引いて恐縮ですが、ドイツ等ではなかなか大量生産できるように、たとえばやかん等が、ふたがなくなればもうすぐに取りかえがつく、また、具体的な簡単な例で言うと、非常にそういうのができているんですね。それからフォルクス・ワーゲンにしても、きのう重工業局の熊谷さんによって、若干変わってくるのじゃないかと、聞くと、

かというのですが、われわれいろいろ研究しましたのでは、ヒットラーがフールトクス・ワーゲンを作って以来、ポデーは全然要えないという、そういう規格を一定しているのです。ですからドイツではもう中古車が非常に高いという、これはまあアメリカなんかと比べて顕著な例ですがね。非常にマース・プロダクションができるような措置をしているのですが、これは一休政府のいろいろな勧めでできたものではないか、民間の多年の経験からそういうふうになったものでしょうか、私よくその点不案内なんです。

ますが、それと認識ですね、規格統一という事業に対する認識、これを活用する熱意といいますが、そういったようなものと相伴って初めてほんとうに実効があがるのではないか、こう考えております。その意味において、日本の規格統一の問題もまだまだ遜色がありまして、これはまあ大きな機械の

アッセンブルをやっている甲乙丙丁が

おのおのその自分の仕事を下請をいたす、そういうことで下請の方は大企業
の注文ごとと同じものでいいはずなの
を、まちなちな規格の製造を強制され
るというようにことで、これはいづれ
にしても、日本の産業全体の発達のためには多分に遺憾の点があるように思
われます。この点は将来十分改善すべ
き問題であるということを考えており
ます。

○中田吉雄君 この問題は、親企業と下請関係の企業と根本的に調整を要する問題等もありますから、時間がありませぬので、最後につだけこの機械産業を振興する上に、さきに橋委員も質問されたように、大へん外国から技術が導入されて、たしかこのあと、まだ審議しておりませんが、提案理由では過去五カ年間に特許料や技術提携のため一千億円ですかを払うというような、大へんなものが数カ年間に起っているのです。ところが、会社が研究所を作っているいろいろなやっても、課税上の恩典がまだききわめて不十分です。これは

官をしておりました渡辺さんに顧問になっていただいて、どういふふうにして、この科学技術を振興するために、収益の中から研究技術開発に使っても、税法上の恩典を完全に浴せるようにするかと、いうことを、去年ですか、こういうものを作っております。これはやはり日本の立ちおくれは、政党でした

の政治資金規正法で完全に免税の措置

が与へられておりませんが、そういう措置がないのです。私も昨年関係したのがありますが、これについては通産大臣に一つ、たしか数年間に一千億も外国との技術提携その他で支払いをせねばならぬ、そのための振興対策も出ておるといふようなことですから、一つせひとも科学技術を振興するような税法上の西期的な措置を作っていたか、とが必要でないかと思うのですが、

大臣の御所見を伺いたい。
○國務大臣(椎名悅三郎君) この試験
研究の施設に関しては、従来あまり税
法上の恩典がないので遺憾に考えてお
りましたが、今度の租税特別措置法に
おきまして特別償却を認めることにな
りました。その方面に力を入れてもま
たすぐ税金でいじめられるというよう
なことがないように、だいぶ軽減され
ましたのでございますが、なお、十分
とは考えませんが、しかし今回の改正
によってその点はやりやすくなったと
いうふうに考えております。

中田吉雄君 その点は従来もあつた

うのが第一点、それから一般の試験研究用の機械設備につきましても、初年度に普通償却をやりますほかに、取得価格の一割を特別償却してよろしい、こういうようなことになっておりまして、それから耐用年数を非常に短縮しました、こういったことで、研究施設に対する負担を非常に軽減した、

こう思っております。

○中田吉雄君 研究に名をかりて脱税をするのもたくさんありますから、財団法人という美名で。しかし、その程度で、どの程度までほんとうの良心的な科学振興に全面的な免税措置になつてゐるのか。これは少し検討せねばわかりませんが、ぜひともこの点は外国の大企業が研究部門、開発部門に投じているのに比べれば話にならないと思います。ぜひとも機械産業発展のために

御尽力を期待しまして私の質問を終わります。

○委員長（初木亨弘君）　ちよっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（初木亨弘君）　速記を始めて下さい。

他に御質疑はございませんか。――他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入りませう。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○樺繁夫君　私は日本社会党を代表し

には、この法律によつて設備近代化の資金の裏づけあるいは租税特別措置法による税の減免等の恩典がありますから、これが補助の対象にならない企業との間に大きな格差の起こらないよう

な配慮が望ましい。その具体策として

その対策の一つではないかと思ひます。さらにこのようにして貿易・為替自由化計画の進捗に対して、本法の改正を行なうのでありますから、設備は近代化し、生産の規模は適正になりましても、雇用の対策がこれにマッチいたしませんと実をあげることは不可能だと考えますので、従業員の待遇の格

以上のことの希望意見を付しまして
本法に賛成いたします。

○川上為治君 私は、自由民主党を代
表して、この法案に賛成をい
たします。

○委員長(劔木幸弘君) 他に御発言も
なければ、討論は終局したものと認
め、これより採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長(劔木幸弘君) 全会一致と認

めず。よって、本案は全会一致を
もって原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成
等につきましては、慣例によりこれを
委員長に御一任願いたいと存じます。
ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕
○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始めて
下さい。

○委員長(鈴木幸弘君) 次に、核原料
物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律の一部を改正する法律案を
議題とし、事務局より補足説明を聴
取いたします。

○政府委員(江文吉君) さきに、長官
から本委員会におきまして、核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律の一部を改正する法律案につ
きまして、その提案の理由並びに要旨
につきまして御説明申し上げました
が、私から補足説明を申し上げたいと
存じます。

今回御審議をお願いいたしておりま
す法律案の要点は、大略いたしまし
て五項目でございます。

まず第一は、国際規制物資の使用等
に關しまして必要な規制を行なうこと
等でございます。そのために第一条に
「原子力の研究、開発及び利用に關す
る条約、その他の国際約束を実施する
ために、国際規制物資の使用に關して
必要な規制を行なう」という条項を加
えました。

次に、その国際規制物資とは何かと
いう定義をいたしまして、第二条の追
加といたしまして、「国際規制物資」と
は、原子力の研究、開発及び利用に關

する条約その他の国際約束に基づく保
障措置の適用その他の規制を受ける核
原料物質、核燃料物質、原子炉その他
の資材又は設備であつて、内閣総理大
臣が告示するものを言うという定義を
設けました。

次に、国際規制物資の使用の許可及
び届出を規定いたしました。第六十一
条の二から八まで、同じく第六十二
条、第六十八条にそれぞれ一項を加え
まして、「国際規制物資を使用しよう
とする者は、政令で定めるところによ
り、内閣総理大臣の許可を受けなけれ
ばならない」とものいたしました。た
だし、この法律に基づき製錬事業の指
定または加工事業、原子炉の設置もし
くは核燃料物質の使用の許可を受けた
者は当該指定または許可を受けた事業
などに使用する場合はこの限りでない
ということにいたしました。

第二項に前項ただし書きに規定する
ものは、国際規制物資を使用しようと
するときは、そのつど、あらかじめ内
閣総理大臣に届け出なければならぬ
ものとしたいたしました。許可には条件
を付することができるということを第
六十二條の二項に追加いたしました。

また同じく国際規制物資につきま
して記録をつける。そして、それをそ
の工場または事業所に備えておくとい
う規定を第六十一條の六として設けま
した。また国際規制物資の使用に對し
ましては内閣総理大臣に報告をさせる
というのを第六十七條の中に挿入いた
しました。同じく国際規制物資につ
きましては返還命令というものを設けま
して、内閣総理大臣は、次の各号の一に
該当する場合に、国際規制物資を使
用している者に対し、国際規制物資の

返還または譲渡を命ずることができ
るということにいたしました。どうい
う場合かと申しますと、第一号に「国
際約束が停止され、若しくは廃棄さ
れ、又は国際約束の期間が満了したと
き」には返してもらう。第二号は「國
際約束に基づき国際規制物資の供給
が、このときには返してもらいます
き」とのことでございます。また国際規
制物資につきましては立ち入り検査を
することができるとも規定を設けまし
た。それが第一点でございますが、次
に、第二点といたしまして臨界実験装
置といふことを今回新しく規制の中に
加えるということにいたしました。従
来は臨界実験装置といふものは、原子
炉の規制でございまして、はずしてご
ざいまして、原子炉の中に臨界実験
装置といふことを新しく入れること
にいたしました。これが第二点ござい
ます。

第三点は定期検査をする、毎年一回
定期検査を行なうという規定を設けて
おります。

第四点は、核燃料物質のうちブル
トニウムと使用済み燃料とかいふもの
は従来は日本にはございせんでした
から規制の対象として直接にこれを取
り締めておりませんでしたけれども、
新しく輸入され、あるいは使用済
み燃料が日本にも生ずるようなこと
になって参りましたので、規制の対象に
いたしましたわけでございます。これは第
五十三條の第四号において追加いた
しております。同じくこのブルトニウム
あるいは使用済み燃料等を扱う工場等

はその施設の検査をするということに
いたしております。

次に、これに關連いたしました、原
子炉の保安規定を設けさせる、あら
じめ届けさせまして、保安上十分の注
意をするということにいたしてお
すので、同じくこのブルトニウム等
非常に毒性の強いものでございま
すから、記録をつけさせて、そして、
それを工場または事業所に備えつ
けておけるといふことにいたして
おります。

次に、第五点といたしまして、原
子施設検査官を科学技術庁に設けると
いう規定を置きまして、定期検査を
その体制を整えております。そのため
の必要な資格等は政令で定めると
いふ考え方をいたしております。第六
十七條の二として一個條を追加して
おります。

そのほか關係規定、これに關連し
ます罰則の關係規定をそれぞれに整
備いたしました。

次に、付則といたしまして施行期
日をきめておりますが、「この法律は、
公布の日から起算して六月を超えな
い範囲内において政令で定める日
から施行する」といふので、猶予期
間を設けて、その間に準備をしてい
ただく事業所、工場等においても準備
をいたすという考え方をござい
ます。

ただし原子力施設のこの検査官の
規定といふものだけは昭和三十六年
の四月一日から施行するといふこと
にいたしております。

以上きわめて簡単でござい
ましたけれども、本改正法案の概要につ
いて御説明申し上げました。

○委員長(鈴木幸弘君) 引き続き質疑
を行ないます。質疑のある方は順次御
発言を願います。

○樺葉夫君 ただいま御説明を伺いま
したが、この改正案の審査に入る前
に、最近の原子力問題について二三
大臣の答弁を願いたいと思ひます。

その第一は、日本原子力研究所の第
二号炉の問題であります。新聞紙上
でも、また衆議院の予算、決算委員
会でも取り上げられたようでありま
すが、問題は、政府もすでに御存じ
のように、この原子炉はアメリカの
A M F 会社によつて製作され、その
ときの契約では熱出力が一萬キロワ
ットを保證したにもかかわらず、当
初はわずか一キロワットの出力しか
出ないで、最近にやつと千キロワット
程度まで、それこそおそろおそろ
出力を上げたやうであります。しか
し、これとても保證出力にははるかに
遠いものであります。無理をして出力
を上げると炉が暴走したり爆発した
りする危険があるとも言われており
ます。その理由として、炉の設計が
悪いとかあるいは部品が不良であ
るとか、あるいは燃料が悪いとか、
いろいろ言われておるやうですが、そ
から見ても責任のなすり合ひのよう
な形になっておるが、この経緯と政
府の御見解をこの機会に伺いた
いのであります。

○國務大臣(池田正之輔君) 樺委員
が御心配になつての御質問だと思ひ
ますが、御承知のように C P 5 を日本
がアメリカに注文いたしましたして、

九

の会社と契約いたしました契約の内容を見ましても、今から見ますと、まことに幼稚なあるいは不完全な事になったっております。これは否定できません。しかし、なぜそういう結果になったかと申しますと、これは日本側にもまたアメリカの会社側にもお互いに私は欠点があったんじゃないか。という事は、原子力科学そのものがつまり未発達のために、日本の学者の方々が集まってそれがよからうというてやっただけで、それがいいという事になった。それからアメリカの相手の会社はいたしましても、その会社だけじゃなしに、一体そういう形の原子力を作ったというの、大体あまり経験がないことをやっておる。そういう会社をやっておる。これは原子科学が新しい学問でございますから、従ってそういうために単にCP5だけでなく、現在ある炉でさえもいろいろ故障が起ったいろいろな理由があるのでございまして、つまりそれは原子力科学というものはまだ発達して、固まっていけないということが言えると思ひます。ですからよくいふ話になりまして、すけれども、私はまだ原子力科学というものは神代の時代だと言つて笑つておりましたけれども、私は今でもそう信じておる。従つて、それだからこそ、われわれは大いに努力しなければならぬし、その取り扱いのために非常な注意をしなければならぬ。従つて、原子力を扱う上においてはまず最大に考へなければならぬことは安全性、そのために今度新しく補償法という法律もお願いして御審議を願つておるといふような経過でございます。ただこの際特に申し上げたいことは、新聞

や雑誌などによりまして、おもしろ半分、東海村にあれだけのばく大な金を注ぎ込んで、ゼロ回転をやつておるといふふうな、盛んに悪口を言われたのでありますけれども、これは当たらないのであります。ただ単に燃料棒が悪いために、燃料棒を取りかえるのは、こんなもの一千万ばかりあればいいんです。大したものじゃない。そのためにおくれたと。おくれた理由はいろいろあるのでございますけれども、つまり要するにわれわれ今日考へて、私、ことにこの問題は大事でございまして、就任以来いろいろな角度から検討したのでございしますが、どうもふに落ちない点がたくさんあります。あなた御指摘の通りでございます。しかし要するに、これは新しい学問で新しい技術でありますので、そういう点に私は欠陥があったという事は言えるんじゃないかと思ふ。幸いに三月六日から、今までゼロ回転のやつが、六日から上昇をさせまして二十二日には一千キロという結果を生んで、あそこ専門家に言わせるとまだまだ上げられると、上げてみたいと言つておるけれども、これは危険性を伴いますから、それはまだいかにと言つて実は押えておるような実情でございします。それでしばらくまたこの状態を続けまして、毎日のデータを見ながら研究をいたしまして、やがては燃料棒も取りかえて、より安全度の高い、効率の高いものに、燃料棒をかえていけば、ほかの面はいいんですから……。現在の段階ではほかの面には支障がないのでございしますから、そういう形でいったらよからうと、かように考へております。

○樺繁夫君 神代時代ということですが、具体的には国費を出してそうしてやつてもらつておるわけですから、さうにお尋ねをするわけですが、この第二号炉の契約の責任の所在、それから熱出力が一千万ワットを保証されておるのかかわらず、最近になってよくよく一千キロワットの出力しか出ない。大臣に伺いますと、原因は燃料棒の不良であることが原因であるということでありまして、その予算の措置などはすでにとられておるのかどうか、そうしてこの保証出力が出るようになるまでには、一体現在の見通しとしていつごろになれば、このせめて保証出力程度の機能を発揮し得るようになるのか、その見通しを伺ふ。

○国務大臣(池田正之輔君) お答えします。前の方から申し上げますが、契約の責任者といふことは、当時のこれに關係した人といふことになるのでありますけれども、これは契約書の内容なりその間の事情をこまかく申し上げないで、これはおわかり願えないと思ひますが、実はこれを申し上げるのはなかなか骨が折れる。簡単に申し上げますと、つまりアメリカと日本との習慣の相違といふ点もございします。それはどうかといふと、期限をつけていたんです。その期限のつけ方が期限内よりも早くできた、アメリカの方では、それじゃボナスを出すかどうかいふ、また、それじゃおくれた場合には、お前の方で罰金を出すかといふところ、日本には、ボナスを出すという制度はないのです。そういうことよなこともございまして、まあそれにしても、少しとぼけたような契約と私は思ひますけれども、しかし諸般の事情から検討いたしましたして、日本のつまり当時の当事者の中で、特定の人が特定の目的をもつて、もっと率直に言へば、何らかの悪い意味で特定の目的をもつて処置したということであれば、これはあくまでも責任を追及しなければならぬ、私もそう思ひます。しかし当時の日本の、これに關係した学者や専門家が集まって、それなによからうといふことのできたこととございしますから、従つてこれはだれが悪かつたんだといふような結論にはなかなか出てこないのじゃないか、私もこういう性格ですから、実は相当詰めてみたのでありますけれども、要するに日本のこれに携つた人たちの、その当時の考へ方なり研究過程において未熟であつた。その結果、そういうことになったといふふうに、私は実は解釈しておるのであります。

それからあとの燃料関係その他については、専門的になりますので、局長から説明いたさせます。

○政府委員(紅文吉君) 燃料についてのお尋ねでございますが、現在入れております燃料は、運転の仕方にもよります、要するに燃やし方でございますが、燃やし方にもよりますが、通常運転いたしました三、四カ月かかるといふことになっております。そこで第二次の、すなわち取りかえ——燃料の取りかえをしなくちゃなりません。これが現在の予定からいたしますと、三十七年の一月ごろに入荷する予定で、現在原子力研究所が設計をいたしております。まだ発注先ははっきりと定まっておりますが、来年の一月に入るといふ予定を立てて設計をしておるといふところでございします。その予算的措置は、大約三千六百万円といふことに相なつております。

また、一千万ワットがいつごろ出るかといふことでございしますが、現在の状況をもつていたしますならば、一年半くらい後には、一千万ワットに達するのではなからうかと考へております。これは諸外国の例におきまして、一千万ワットを出すといふことは、どんなに設計が巧みであつても、どんなに燃料がよくても、直ちに出すという例はございしません。大約一年半から二年かかるというのが通例になつております。ですから、われわれも、そのように大体考へております。

○樺繁夫君 伺いますと、燃料の発注するところは、まだきめていない。金額は三千六百万円程度、そうして一年半くらいすると、一千万ワットくらいは出るのじゃないかといふことなんです。先ほど大臣が言われました一千万円というのは、これは三千六百万円の方が正確なんですね。

○政府委員(紅文吉君) 大臣が先ほど一千万円と申し上げられたのは、現在使用しておるところの燃料が十五本入つておりますが、あと四本ついておりまして、十九本ございします。それに最近新しく三本また燃料が到着いたしましたので、總計二十二本ということに相なつております。そこで、そのうち取りかえ分を一千万円と申し上げましたのは、さつき申し上げました現在入れておる第一次送荷と考へておる二十二本につきましての金額でございします。

○樺繁夫君 わずかなことですか。いいけれども、わずか一千万円程度あれば

ば直るんですと、こう大臣は言われるし、あなたの方の話を聞くと、三千六百万円ないと出ませんのやと、こういうふうに言われぬように御注意を願っておきます。

第二点は、これはあるいは通産省の所管かもしれませんが、池田大臣何でも御存じの方ですから伺いますが、日本原子力発電公社のホールダーホール型の原子炉の問題であります。これはわが国最初の原子力発電で、電気出力が十六万キロワットといわれ、運転の開始は、三十九年末ないしは四十年の初めということになっておるようでありますが、最近この炉の一部部品に不良品があったことが発見されたため、工事認可がおりておるといふことを伺います。ホールダーホール型原子炉につきましても、その経済性と安全性についてたびたび問題となったものであります。これらの問題について政府はどう考えておられますか。

○国務大臣(池田正之輔君) ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどのことで御理解願いたいためにもう一言申し上げますが、私が一千万円と申しましたのは、つまり御承知のように今CPSに使っておる原子燃料等は、これはウランの含有量が二〇%でございます。従ってそこに問題があるので、その当時アメリカは二〇%以上濃度の強いものは、外国に出さなかつた、やむを得ず日本がこれを使って、現在九〇%以上になっております。九〇%以上になつてきますと、これは非常に安全度の高い火で、より進歩したものになつてきておる。そういうような関係で、従つてまた値段も若干高くなつておる、こういうことでございます。これ

を一つ御了解願いたいと思います。

それから今の発電炉のことでございますが、これは、確かに契約として、そういう大事な機械でございますから、東郷村に到着してから検査の上で受け取るという契約になっておるはずだと思ひます。たとえば、アメリカの現地渡しというふうなことになるかと、途中で故障が起つたりなんかし、これは問題になりますから、そういうわけから、そういう契約になっておりました。この前のCPSの場合も、横浜へ来てから若干不良品を発見したり、いろいろそういうふうなこともあつたのです。そういうために、今度の場合も、これを精密に検査いたしましたところ、若干不良な、途中でひびが入つておるといふようなものがあつたということ、これを取りかえ、こういう慎重な態度でやつておりますから、その点は御心配かけないようになつたと思ひます。

○樺葉夫君 今御説明のように、この慎重な態度で検査をしたところ、部品の不良などに気がついたので、そこでこの工事認可がおりておるのですが、それは、その取りかえをさせて、いつごろになるとその工事認可を出せるような段階になるのですか。

○政府委員(紅文吉君) 新聞でもすでに御承知の通りに、工事認可は、それそれ分けておりました、そして第一次の工事認可は、ごく最近通産省としてはいましておりました。で、その今の鋼材のきずの問題は、鋼材は英国のGECが注文を受けておりますから、GECの責任において、もうすでに取りかえをいたしております。

○樺葉夫君 それでは、次に進みます

が、日本原子力発電公社では、発電用の原子炉を、第二号炉として関西方面に建設しようとしておりますが、日本の原子力発電の見通しですね、これを伺ひたい。

○政府委員(紅文吉君) 本年の二月八日に、原子力委員会におきまして、原子力利用開発の長期計画を決定いたしました。その際、各方面の権威ある方々に委員になつていただきまして、ほぼ一年に近い検討を加えた結果でございますが、十年後には百万キロワットまでの発電量にしたいということに相なつております。従ひまして、先ほど樺葉先生から御指摘を受けております、東海村にありまして、この日本原子力発電公社の十六万六千キロワットの発電も、その百万キロワットの中に入つております。今、日本原子力発電株式会社が会社として決定いたしましたので、関西方面に設置しようという考えを持つておる二号炉でございますが、二号炉、これはまだどのくらいの容量になるかきめてはおりませんが、おそらくは、二十万キロワット以上には、採算の関係もございまして、なるだろうと予定されておりますが、それも、今の百万キロワットの中の内数というふうにお考え願ひたいと思ひます。

○樺葉夫君 次に、国際規制物資について伺ひますが、現在わが国で使用される原子炉やその燃料、たとえば日本原子力研究所の原子炉、あるいはその日本原子力発電株式会社の建設中のホールダーホール型の発電用原子炉、これらの濃縮ウラン、天然ウラン、燃料等は、アメリカとか英国とかカナダとの間に結ばれた原子力一般協定によ

り、わが国に導入されているものと聞いておりますが、大体そういうことで

○政府委員(紅文吉君) その通りでございます。

○樺葉夫君 改正案で、特に国際規制物資なるものを告示して規制せよ、ならぬ理由を伺ひたい。

○政府委員(紅文吉君) 国際規制物資は、ただいま樺葉先生からも御指摘がございました通りに、外国との間の協定に基づき物資でございます。協定の中にはすでに規定されておりますけれども、その規定が、日カ、日米、日英等におきまして明確さを欠くうらみがございました。従ひまして、今回は、告示をいたしまして、どういふ範囲のものであるかということ明確にしたい、というところでございます。そして、告示することによって明確化すると同時に、その規制を行ないたい。それは保障措置が御承知の通りでございます。で、その協定国からの査察を受けるというふうなこともございまして、その物資の使用等につきましても、はっきりと記録をとっておき、そうして計量をするものは計量し、記録をとつておくというふうなことをいたさせたいというふうな考え方をござい

ます。従来は、電電公社等におきまして主として使われておつたものでござい

ますが、だんだんと各大学等の炉、その他民間におきましても炉を建設中

とございまして、どうしても法の上にはつきり規制ということをやりたい、

いますか。

○政府委員(紅文吉君) 具体的には、従来とも燃料の使用ということで、規制法上でございますね、規制の対象として扱つておつたわけでござい

ますけれども、ただいま申し上げました通りに、保障措置でそれがだんだん強化いたされまして、すなわちその保障措置というものは、これは平和目的のために微量な物資といへども使われているかどうかというふうなことを相手国側から査察するというふうな状況でございまして、いわゆるアカウンタビリティ、こまかい量まで、非常な微少な量まで計量しなければならぬというふうなことにだんだんと相なつて来ております。従ひまして、そういうことを明確に、その物資を使用しておる工場または事業所等の責任者に義務づける必要が、絶対に協定を守る、完全に守るという意味において起つてくるという

ことでござい

○樺葉夫君 この規制物資は、二条の八項で、一条約その他の国際約束に基づき保障措置の適用を受けておるものとなつておりますが、この保障措置とは具体的にどんなことを言うので

○政府委員(紅文吉君) 保障措置と申しますのは、ただいま御説明申し上げました通りに、相手国から査察を受けるというところでござい

的制限をいたしまして、これは原則としては、原則と申しますか、共通的な事項としては、全く日本においては平和目的に限られているというようにことが内容となっております。

○樺葉夫君 この条約以外の国際約束というものはあるようですが、その重要なものは一体どういうものでしょうか。

それから、さらに国際規制物質については、内閣総理大臣が告示することになっております。二条の八項でいうこの「その他の資材又は設備」とは、重水や黒鉛を指すものと思うのですが、その他にどういうものがございますか。

○政府委員(紅文吉君) 第一問でございますが、現在のところは、国際条約以外における約束はございません。將來起こることがあるかもしれないということをご予想しておりますけれども、ただいま特定国のどこかの間にそういう約束が起るという状況ではございません。

それから第二問でございますが、第二問は、いわゆる核原料物質、核燃料物質、それからまた原子炉、それから原子炉に使いますところの重水でございます。従来は重水というものは対象外でございます。今回重水というものは対象の中に含めたいということでございます。

○樺葉夫君 黒鉛——黒鉛というのは入っていないのですか。

○政府委員(紅文吉君) 黒鉛は入っております。

○樺葉夫君 臨界実験装置というのは、核燃料に中性子を当てて核分裂及び連鎖反応を起こし、エネルギーを生

じさせるためには、燃料をどのように入れるかまたは炉の形は何がよいかということを実験する装置だと私も聞いております。これについては今まで核燃料物質の使用についての規制を適用していたものを、改正案では、運転計画を除いて、原子炉を同様の規制をやることとして規制の強化をはかっておりますが、その理由はどういふことか。

○政府委員(紅文吉君) 臨界実験装置というものが従来はございましてしたが、最近になりまして臨界実験装置というふうな、原子炉に準ずるところの装置が日本原子力研究所におきましてもございまして、また現在申請されてもございまして、日立製作所が作っておりますものが出て参っております。従いまして、その装置は原子炉ではございませんが、原子炉にきわめて近いところの装置である。従いまして、一步これを取扱いを誤らんか、原子炉におけるところの事故のごときものが、すなわち暴発の事故もござい

ますが、そういうような事故が起らないとも限りませんから、燃料を使う、その中に入れる、挿入する燃料の面からのみとらえるのは適當でない。すなわち装置そのものが安全の面からどうなっているかという安全のことを原子炉と同様に検査してみることがあるという理由から、今回臨界実験装置というものを原子炉と、運転計画は除きまして、同じ扱いにしたということでございます。

○樺葉夫君 第五十三条の核燃料物質の使用の許可基準に、今度新たに「核燃料物質の使用を適確に行なうに足りる技術的能力があること」という一

項が入っておりますが、その「技術的能力」とはどういう基準か、またどうして制定する必要があるか、こういう点について……

○説明員(井上啓次郎君) 技術問題にわたりますので、私から御説明を申し上げます。

今のお尋ねの使用の施設につきまして、技術的能力をどうして見るかということでございますが、従来核燃料物質を使う場合には、すべて使用の規制でやっていただいておりますけれども、最近の研究の進み方によりまして、プルトニウムを使うあるいは使用済み燃料を使う、こういうふうな特殊な物質を扱うということが出てきたわけでございます。従いまして、これを扱う場合には、普通の天然ウランを使う場合と技術的に非常にハイ・レベルのものを必要とするわけでございます。従って、それを扱う場合には施設の整備もいたさなければなりませんし、それを扱う技術的な水準というものも高いということが必要であります。たとえて申しますと、プルトニウムは一グラム程度のものを使う場合には相当の設備を要します。具体的に申し上げますと、フンドといまして、普通の部屋の中にさらに一つ密閉された部屋を作りまして行なうようにしなければなりませんので、そういうふうな意味において、技術的能力を見るあるいは設備を見ようということは今度の改正で明記したわけでございます。

○樺葉夫君 定期検査についてちょっと伺いますが、二十九条の二に新たに定期検査の規定を設け、「原子炉施設のうち政令で定めるもの」については毎年一回定期検査を受けなければなら

ぬということになっております。原子炉施設の検査については現行法上、施設検査あるいは性能検査及び必要に応じて立ち入り検査をすることができるようになっておると思いますが、原子炉の災害の防止上、現行のやり方でも十分の措置を思うが、今回定期検査についての規定を加えた理由は、何か特にそういう必要があるのあれば御説明を聞きたい。

○政府委員(紅文吉君) 従来も、御指摘の通りに検査はできることになっておりますけれども、毎年一回定期検査をするということは、いわゆる定期検査をする側の検査官でございますが、科学技術庁に置かれる検査官も義務づけられますし、また検査を受ける対象の事業者の方におきましてもやはり定期検査を受けるという義務づけがございますから、従来よりも完璧に検査が行なわれるのではないかとすることが理由でございます。

○樺葉夫君 そういう御方針であればけっこうだと思ひます。で、さらに施設について定期検査の必要があるとするれば、核燃料物質の使用施設、それから貯蔵施設及び廃棄施設などについても定期検査をやる必要があるのじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○説明員(井上啓次郎君) お説のように、そういうふうな施設におきまして定期検査をするということももちろん考えられますけれども、今までの経緯から申しまして、原子炉のような場合とそういうような核燃料を使う使用施設は、非常に検査の対象にいたしましたので、技術的に見ましても、その危険度におきましても、大へん差がございますので、今申し上げましたように、

原子炉及び臨界実験装置は定期検査を行ないますけれども、使用施設におきましては、半年ごとに、年いゆる二回でございますが、そういうふうな放射線防止についての報告もございしますので、それを十分検討すれば所期の目的が達せられるという観点から、使用施設については、定期検査を行なわないう方針にしておたわけでありまして。

○樺葉夫君 臨界施設については、定期検査の必要はあるが、その他のものについては、それほど定期検査を法定してやらなければならぬほど危険度が高くないという考えですか。

○政府委員(紅文吉君) 危険度の判定でございますけれども、これは半年ごとに報告がございまして燃料使用の状況というものをから判断いたしまして、放射線障害が防止の観点から、安全性を確保できるといふ意味でございまして、施設それ自身の危険性というふうな意味ではございません。

○樺葉夫君 第五十五条の二で、政令で定める核燃料物質の使用施設などの工事については、総理大臣の検査を受け、それに合格しなければ、その使用施設の使用はできないことになっておりますが、今まで使用施設についての検査規定を置かないで、今度新たにこの規定を置く理由を聞きたい。

○政府委員(紅文吉君) それはただいままでは、プルトニウムないしは使用済み燃料というものは、日本には存在いたしておりませんでした。しかし東海研究所の原子炉が、現に二基運転いたしておりまして、使用済み燃料等も出るようになってきております。そういう状況になってきております。またプルトニウムは、なかなか日本には入

りません。

おりますが、二門以下になる。そう
なってくると、ますます開きが大き
くなるのじゃないか。それをなぜ日本は
そういうむだなものをやるのだと、こ
ういう実は御質問を受けた。そこで私

はそのときにお答えしたのであります
が——話は飛びますけれども、私の考
え方としては、原子力科学というのは、
何と申しまして、これは近代科学の
総合的なもので、基礎的な面でござい

まして、そういう意味から、技術開発という意味からいっても、科学開発という意味からいっても、これは日本は持ち続けなければならぬ。コストが高かるうが安かるうが、これは絶対に持

ち続ける必要があると同時に、国内にウラン鉱がどのくらいあるということも、まだはつきりいたしておりません。今一番有望なのは鳥取県なんですが、あの地帯なんでござ

いますけれども、従ってこれはあくまでも続けていく。これは一貫してそういうふうに考えていきたいと思っております。それでそれによってまた国内で核燃料を作る方向に今進めておりま

すので、これだけは絶対にやめるとい
う意思は持っておりません。
○委員長(劔木亨弘君) ちよつと速記
をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(新木亨弘君) 速記を始めて下さい。

他に御質疑はございませんか。――

他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入りま

す。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。
○椿繁夫君 私は日本社会党を代表し

て本改正案に賛成をいたします。ただ発電用原子炉にいたしましたも、研究用の原子炉の設置にいたしましたも、今後施設されます場合には、まだやはり原子力の現状に対して十分な知識がないためもあるかと思ひますけれども、相当各地で反対の運動があるやに聞いております。そういう際は、国民の納得と了解ということがやはり大切だと思ひますので、十分この住民の意向を尊重して設置する、了解納得の上で設置をするというふうな方針をとっていただきたいということを希望いたします。

○川上為治君 私に自由民主党を代表いたしましたしてこの法律案に賛成をいたします。

○委員長(初木幸弘君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めこれより採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(初木幸弘君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(初木幸弘君) なお、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案についての運輸委員会との連合審査会は、明四月一日午前十時から開くことになりました。御承願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のため)
の付託は三月三十日)